

船舶国籍証書の再交付申請

船舶法第 12 条
(総トン数 20 トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

船舶所有者 (又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士)

【提出時期】

船舶国籍証書が滅失したと分かった時から 2 週間以内

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書 [申請様式第 3 号]

【添付書類】

なし

【手数料】

- ・船舶国籍証書の再交付手数料 (船舶法施行細則第 51 条)
 - 4, 500 円
 - 7, 500 円 (英語併記の場合)
- ※所定の様式 [手数料様式第 2 号] に収入印紙を貼付

【申請先】

最寄りの地方運輸局 (神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)
又は、運輸支局 (事務所)